



obniz Solution Expert Service for Partner obniz Priority Response Service for Partner

サービス利用 規約

2021年3月9日改定

株式会社 obniz

Copyright © 2021 obniz Inc. All rights reserved.

本ドキュメントに関する著作権は、株式会社 obniz へ独占的に帰属します。株式会社 obniz が事前に承諾している場合を除き、形態、および、手段を問わず、本ドキュメントまたはその一部を複製することは禁じられています。当社本ドキュメント、および、その記述内容は変更されることがあります。

obniz は、株式会社 obniz の登録商標です。

本ドキュメントに記載されている各社の社名、製品名、および、サービス名は、各社の商標または登録商標です。

【対象製品】

サービス： **obniz Solution Expert Service for Partner**

サービス： **obniz Priority Response Service for Partner**

サービス製品をご利用になる前に、次の利用規約（以下「本規約」といいます）をよくお読みください。

サービス利用規約

本規約は、株式会社 obniz（以下「当社」という）が提供する「obniz Solution Expert Service for Partner」、「obniz Priority Response Service for Partner」（以下総称して「本サービス」という）に関する諸条件を定めるものである。

第 1 条（サポートサービス）

1. 当社は、本サービスの契約者（以下「契約者」という）に対し、本規約所定の条件に従い、「obniz」に関するクラウドサービス利用規約に基づき契約者またはシステム開発等を委託された会社（1社に限定し、かつ事前に当社の上承を得るものとする。以下「本サービス対象顧客」という）が使用权を有しかつスタンダードサポート契約継続期間中の当社の製品（以下「当社の製品」という）に関し、別紙本サービスに関する「サービスガイドブック」（以下「別紙ガイドブック」という）記載のサービスを提供する。
2. 本サービスの提供地域は、日本国内とする。

第 2 条（新規申込の手続）

1. 本サービスの申込希望者（以下「申込希望者」という）は、当社に対し、「obniz Solution Expert Service for Partner」および「obniz Priority Response Service for Partner」から、希望するサービスを選択したうえで、当社所定の契約内容 承諾書 兼 申込書（以下「申込書」という）およびコンタクトパーソン(CP)登録申請書（以下「CP 登録申請書」という）を提出するものとする。
2. 当社は、前項の申込を受け、第 4 条所定の対価を支払うことを条件として、申込希望者に対し本サービスの請書（以下「請書」という）を発行する。請書の発行をもって、本規約の内容により当社と当該申込希望者の間において、本サービスに関する契約（以下「本サービス契約」という）が成立するものとする。
3. 申込希望者が「obniz Solution Expert Service for Partner」を希望する場合には、「obniz Priority Response Service for Partner」に関する契約が締結されていることを必須とする。

第 3 条 (変更の手続)

1. 契約者は、当社に対し、以下のいずれかに該当する場合に申込書を提出するものとする。
 - (1) 「obniz Priority Response Service for Partner」に関する契約の更新を行うとき
 - (2) サービスチケットの追加購入を行うとき
 - (3) 有償でコンタクトパーソンの増員を行うとき
 - (4) その他、本サービスを提供するために当社が必要と判断したとき
2. 当社は、第 1 項に定める申込書の提出を受け、第 4 条所定の対価を支払うことを条件として、契約者に対し請書を発行する。請書の発行をもって、当社契約者間における本サービス契約は更新または変更されたものとする。

第 4 条 (対価および支払方法)

1. 契約者は、本サービスの対価として、当社または当社が指定する販売代理店（以下「販売代理店」という）が発行する請求書に記載される対価に消費税等を加算した金額を、当社または販売代理店が指定する支払期日までに、当社または販売代理店が指定する方法により、当社または販売代理店へ支払うものとする。なお、支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。から当社に
2. 契約者は、契約者追加サービスチケットを購入することを希望する場合には、5 サービスチケットを最小購入単位として追加購入することができるものとする。この場合、契約者は、当該追加サービスチケットの対価に消費税等を加算した金額を、当社または販売代理店が指定する支払期日までに、当社または販売代理店が指定する方法により、当社または販売代理店へ支払うものとする。なお、支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。
3. 当社による本サービスの履行に付帯して発生する実費（本サービスに必要な通信回線および機器を事前準備するための費用とその維持費ならびに当社が契約者を訪問する際に使用する用紙などの消耗品、用役費その他電力料金、通信費等）については、契約者の負担とします。当該費用について、契約者は、当社の請求日に基づき、毎月末日締めにて翌月末日までに、当社の指定する銀行口座へ振込むことにより当社に支払うものとする。
4. 販売代理店および当社は、契約者に対し、本規約に明示される場合を除き、本サービス契約のもとで契約者より受領した金員をいかなる場合も返還する義務を負わないものとする。

第 5 条 (著作権等)

1. 本サービスを構成する有形・無形の構成物（端末機器、ソフトウェアプログラム、データベース、アイコン、画像、文章マニュアル等の関連ドキュメント等を含む。）に関する著作権を含む一切の知的財産権、その他の権利は、当社または当社に許諾した第三者に帰属します。
2. 当社は、契約者に対し、前項に規定する知的財産権その他の権利（特許第 6439954 号および特許第 6519765 号を含みますが、これに限られません）について、契約者および利用ユーザによる本サービスの利用に必要な限りにおいて、本サービスを非独占的に利用する権利を供与します。なお、前項に規定する知的財産権の一部が消滅・無効となった場合でも、既にお支払いいただいた利用料金の返金、将来的な利用料金の減額はいたしません。
3. 契約者は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、本規約のもとで契約者が有する権利、各種コード、ソフトウェアおよびドキュメントを第三者へ賃貸、貸与、販売、譲渡または再許諾することはできないものとし、かつ、担保の目的に供することはできないものとする。

4. 契約者は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、契約者の顧客（本サービス対象顧客は除く）向けサービス（有償、無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス）の一環として本サービスを利用することはできないものとする。

5. 本サービスの利用に関して、第三者から契約者に対して知的財産にかかるクレーム、その他の請求が発生した場合 契約者はただちに当社に書面で通知するものとし、当社はその責任と負担においてかかるクレーム等を処理するものとします。ただし、かかるクレーム等の発生が契約者自身の責めに帰すべき事由に基づく場合および契約者が当社にクレーム等の発生を速やかに通知しない等の事由により当社が適切な防御を行う機会を逸することになった場合は、この限りではない。

第 6 条（責任の制限）

1. 当社は契約者に対する本サービスに関して一切の保証を行わないものとする。また、本サービス期間中に提供されたプログラム(サンプルコードを含む)や製造物(電子回路等)の瑕疵担保責任も一切負わないものとする。

2. 当社は、当社の責めに帰すべき事由によって本サービスに関して契約者に損害が生じた場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除いて、その賠償責任は、損害の原因となった本サービスに対して契約者が当該損害の生じる直前の 1 年間に本サービスの対価として実際に当社へ支払った金額の 100%を上限とします。

3. 当社が責任を負う場合であっても、契約者の事業機会の損失、逸失利益、データ滅失・損壊によって生じた損害については、契約責任、不法行為責任その他請求の原因を問わず、いかなる賠償責任も負いません。

第 7 条（本サービスの休止）

1. 当社は、定時にまたは必要に応じて、保守作業のために、本サービスを一時的に休止することができるものとします。

2. 当社は、保守作業を行う場合には、事前に契約者に対してその旨を通知するものとします。ただし、緊急の場合には、事前の通知をすることなく本サービスを休止し、事後速やかに契約者に通知するものとします。

3. 第 1 項に定めるほか、当社は、第三者による妨害行為等により本サービスの継続が契約者に重大な支障を与えるおそれがあると判断される場合、天災、停電等の不可抗力その他やむを得ない事由がある場合にも、本サービスを一時的に休止することができるものとします。

4. 当社は、本条に基づいてなされた本サービスの休止によって契約者に生じた不利益、損害について責任を負いません。

第 8 条（守秘義務）

1. 当社および契約者は、(a)別紙ガイドブック、申込書、CP 登録申請書、別紙ガイドブック所定のコンタクトパーソン変更届（以下「CP 変更届」という）および請書に記載の内容、ならびに、(b)本サービスに関連して相手方から開示された営業情報、技術情報その他一切の情報(当社の製品に関するアクティベーションコード、本サービスを受けるうえで必要な電話番号、メールアドレス、パスワードおよび URL 等を含む)につき、相手方の書面による承諾を得ることなく第三者（本サービス対象顧客は除く）に開示、漏洩しないものとし、かつ、本サービス契約における義務の履行に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとする。

2. 契約者は、本サービスの対象に契約者のデータやログ情報（ログ情報には、契約者のネットワーク情報、第 13 条 1 項の登録個人情報を除く個人情報、IP アドレス、アクセスログなど機微な情報が含まれます、以下「当該ログ情報」といいます）を当社に送信する製品を含む場合および契約者が本サービスにおいてファイルやプログラム等の情報（以下「当該データ等」といいます）を当社に送付する場合、当社が当該データ等を、本サービスおよび契約者を特定できない情報に加工し利用することに同意する。

3. 前各項にかかわらず、下記各号に定める事項については前各項の適用を受けないものとする。

- (1) 開示を受けた時に既に公知である情報
- (2) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
- (3) 開示を受ける前から自己が適法に保有している情報
- (4) 相手方から受領した情報を使用または参照することなく独自に開発した情報

第 9 条（契約期間）

1. 本サービス契約の期間は、本規約の規定に従い解除または解約される場合を除き、請書に記載される契約期間とする。ただし、本サービス契約の期間満了の 1 ヶ月前までに本規約第 3 条所定の手続きを行った場合には、満了日から更に同一期間更新されるものとし、以後についても同様とする。なお、本サービス契約が更新される場合には、更新日以前に契約者が購入したサービスチケット（新規・追加を問わない）、ならびに有償にて増員登録したコンタクトパーソンはすべて無効となるものとし、以後についても同様とする。

2. 「obniz Solution Expert Service for Partner」の契約期間は、「obniz Priority Response Service for Partner」の契約期間と同一とする。

第 10 条（不可抗力免責）

当社は、天災、法令・規則の制定・改廃、その他の不可抗力によって本サービスの履行が妨げられた場合には、本規約その他の一切の規定にかかわらず、かかる不可抗力によって契約者に生じた損害について一切の責任を負担しません。

第 11 条（即時解除）

1. 当社と契約者は、相手方が次の各号の一に該当した場合、催告および自己の債務の履行の提供をしないで、直ちに本サービス契約の全部または一部を解除することができる。なお当該解除権の行使は、相手方に対する損害賠償請求を妨げないものとする。

- (1) 当社の事業に支障を与える行為を行った場合
- (2) 重要な財産に対する差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てが行われた場合
- (3) 解散もしくは事業の全部を譲渡し、またはその決議がなされた場合
- (4) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至った場合
- (5) 監督官庁から営業停止、または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けた場合

- (6) その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- (7) 「obniz」に関するクラウドサービス利用規約に基づく契約が終了したとき
- (8) 本サービス契約における義務の履行が困難であると認められる相当の事由があるとき

2. 当社は、契約者が利用契約等に違反し、または契約者の責めに帰すべき事由によって本サービスの提供を継続し難い重大な事由が発生し（以下「違反等」という。）、当該違反等について、電子メールまたは書面による催告をしたにもかかわらず 14 日以内にこれを是正しないときは、利用契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。

第 12 条（反社会的勢力への対応）

1. 当社および契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団 準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下「暴力団等」という）、には該当しないこと、および次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

- (1) 暴力団等が経営を支配しているまたは経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (2) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (4) 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 当社および契約者は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを表明し、保証するものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手当事者の信用・名誉を棄損し、または相手当事者の業務を妨害する行為

3. 当社および契約者は、本条第 1 項もしくは第 2 項の表明保証に反していることが判明した場合、または、新聞報道をはじめとする報道により、相手当事者が暴力団等もしくは本条第 1 項、第 2 項各号のいずれかに該当することが報道された場合には、何らの通知催告なしに、期限の利益を喪失させ、かつ本サービス契約を解除することができる。

4. 当社および契約者は、本サービス契約に関連して、第三者との間で再委託にかかる契約（以下「関連契約」という）を締結する場合において、関連契約の当事者または代理もしくは媒介をする者が暴力団等あるいは本条 1 項または 2 項各号のいずれかに該当することが判明したときは、関連契約を締結した相手当事者に対して、関連契約の解除等必要な措置をとるよう求めることができるものとし、相手当事者がこれに従わなかった場合には、本サービス契約を解除することができる。

第 13 条（個人情報の取り扱いについて）

1. 契約者は、当社が契約者に関する以下の個人情報（変更後の情報を含みます。以下「個人情報」といいます。）につき必要な保護措置を講じたうえで収集、利用し、当社が定める相当な期間保有することに同意します。

(a) 氏名、会社名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等、契約者が第 2 条または第 3 条に基づき届け出た事項

(b) 購入製品、ユーザ登録日、契約の更新状況、対価の振込に関連して開示された情報等、契約者と当社との契約にかかわる事項

(c) 契約者から提出された問い合わせ内容およびアンケートへの回答内容等

2. 契約者は、当社が、コンピュータまたはインターネットに関連する製品およびサービスの提供に関する事業において、以下の目的のために個人情報を利用することに同意します。

(a) サポートサービスの提供

(b) 契約の更新案内

(c) 当社の製品およびサービスに関する案内

(d) 当社の製品およびサービスに関連のある他社製品の案内

(e) セキュリティに関する情報の提供

(f) アンケート調査ならびにキャンペーン、セミナーおよびイベントに関する案内等のマーケティング活動

(g) 当社の製品またはサービスの開発を目的とした分析および調査ならびにベータテストの依頼に関する通知

3. 契約者は、当社が前項の各行為を実施するにあたり、安全管理措置を講じたうえで同社の海外子会社および海外関連会社、販売代理店ならびに国内外の代行業者に対して本条第 1 項所定の個人情報を提供、もしくは、個人情報保護に関する契約を締結したうえで個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合があることに同意します。

4. 契約者は、当社に対し、自己に関する客観的な事実に基づく個人情報に限り、開示するよう請求することができるものとします。なお、開示請求にあたっては、別途当社が定める手続および手数料が必要となります。開示請求により万一個人情報の内容が不正確または誤りであることが判明した場合、当社は速やかに当該個人情報の訂正もしくは一部削除に応じるものとします。

5. 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報については、当社は開示の義務を負わないものとします。

(a) 当社または第三者の営業秘密またはノウハウに属する情報

(b) 保有期間を経過し、現に当社が利用していない情報

(c) 個人に対する評価、分類、区分に関する情報

(d) 当社内部の業務に基づき記録される情報であって、これが開示されると業務の適正な実施に著しい支障をきたす恐れがあると当社が判断した情報

6. 契約者は、当社が本条 2 項に記載される目的のために個人情報を利用することにつき利用停止、第三者への提供の停止および利用目的の通知依頼の申し出を行うことができるものとし（但し、法令等に定めがある場合を除く）、同社は当該申し出を受けた場合利用停止の措置を講じるものとします。ただし、サポートサービスの提供または業務上必要な通知に同封または併記される製品案内、通知等についてはこの限りではありません。当該申し出に関するお問い合わせ、および個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ先は、当社リスク管理担当（兼個人情報保護管理責任者）privacy@obniz.com となります。

7. 契約者は、本サービス契約が終了するかまたは解除された場合であっても、その理由の如何を問わず本条 1 項に基づきユーザ登録を行った事実に関する個人情報当社により一定期間利用されることに同意します。
8. 契約者が本条にご同意いただけない場合、本サービスに関する一部もしくは全部のサービス提供等を受けられない場合があります。
9. コンタクトパーソンとして契約者以外の者を登録する場合、契約者は、当該コンタクトパーソンになろうとする者をして、本条の内容に同意させるものとします。

第 14 条（有効期間終了の効果）

1. 本サービス契約が解除、期間の満了またはその他の事由によって終了した場合、契約者は、当社より納入されたすべての部品、部材、関連資料およびデータ等（その複製物を含む）につき、ただちに当社へ返却するか、または、当社の指示に従った処置を行うものとする。なお、当該返却または当社の指示に従った処置に必要な費用は、契約者が負担するものとする。
2. 第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 13 条、第 17 条および本条の各定めは、本サービス契約が解除、期間の満了またはその他の事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとする。

第 15 条（譲渡禁止）

契約者は、本サービス契約の契約上の地位を第三者に承継させ、または本サービス契約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならないものとする。

第 16 条（届出事項の変更）

1. 契約者において申込書、CP 登録申請書および CP 変更届に記入した内容に変更が生じた場合、契約者は、その変更内容を書面により速やかに当社に通知しなければならない。コンタクトパーソンの増員を行う場合には、CP 登録申請書を提出するものとする。
2. 契約者による前項所定の通知がなされないことに起因して当社から契約者に対する本サービスの提供がなされなかった場合、当社はその責任を負わないものとする。

第 17 条（合意管轄）

本サービス契約は日本国法に準拠するものとし、本サービス契約に関連して当社および契約者間において争いが生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 18 条（本規約の改定）

当社は、契約者へ 1 か月前（ただし、契約者への影響が少ない軽微な変更の場合はその限りではない）までに通知を行うことにより本規約の内容を改定することができるものとし、改定後の規約は、当社および契約者間の一切の關係に適用されるものとする。

第 19 条（協議事項）

本規約の解釈について両当事者間に異議、疑義が生じた場合、または本規約に定めのない事項が生じた場合、誠実に協議し、円満にその解決を図るものとします。

株式会社 obniz

2021 年 3 月